

鳴瀬川等・北上川下流等の減災に係る取組方針（改定案）

鳴瀬川等の減災に係る取組方針（改定案）	P 1
北上川下流等の減災に係る取組方針（改定案）	P25
【参考】令和元年度及び令和2年度フォローアップ調査結果	P45
【参考】「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画	P47

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 鳴瀬川等の減災に係る取組方針 (改定案)



令和3年 1月 日

鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会

石巻市、東松島市、大崎市、富谷市、松島町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、
加美町、涌谷町、美里町、宮城県、仙台管区气象台、国土地理院、
農林水産省東北農政局、国土交通省東北地方整備局

改定履歴

版数	発行日	改定履歴
第1版	平成28年7月5日	初版作成
第2版	平成29年5月31日	生産性向上に関する取組方針の追加 県管理二級水系の取組方針への追加
第3版	令和2年6月29日	緊急行動計画の改定・令和元年台風19号を踏まえた取組方針の見直し
第4版	令和3年1月 日	令和元年台風19号による大規模浸水被害対策分科会を踏まえた取組方針の改定

1. はじめに

鳴瀬川水系では、昭和 61 年 8 月洪水により、吉田川の 4 箇所では堤防が決壊し、旧鹿島台町（現大崎市）の中心部を含む広範囲かつ長期間にわたり浸水被害が発生した。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、東北地方で初の大雨特別警報が発表される中、多田川支川渋井川の 3 箇所では堤防が決壊するなどにより、広範囲で浸水被害等が発生したことに加え、夜間に急激に水位が上昇し、状況把握が困難であったことから、避難勧告・指示等の発令の判断に苦慮した。

また、東北縦貫自動車道の大和 IC や国道 4 号など基幹交通施設が整備され、隣接する大規模な工業団地に、近年、国内有数の企業が相次いで進出している吉田川上流部では、大和 IC や国道 4 号が浸水した。これにより、交通ネットワークが寸断され、生産拠点が操業停止に追い込まれるなど、産業活動にも大きな影響が生じた。

このようなことから、鳴瀬川、吉田川、江合川の沿川 3 市 7 町 1 村（東松島市、大崎市、富谷市、松島町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町）と宮城県、仙台管区气象台、国土交通省東北地方整備局は「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成 28 年 3 月 18 日に「鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

さらに、平成 28 年 8 月に北海道・東北地方を襲った一連の台風による被害を踏まえ、中小河川等においても、水防災意識社会を再構築する必要性が生じたことから、「水防災意識社会」を再構築する取組を加速するため、緊急行動計画が策定された。これを受けて、平成 29 年 5 月に県管理区間の二級河川定川を対象河川に追加し、沿川の石巻市を加えて協議会を拡大した。

加えて、平成 30 年 7 月の西日本一帯を襲った大規模広域豪雨を踏まえ、これまで進めてきた「水防災意識社会」を再構築する取組をより一層、加速化する必要があるとして、緊急行動計画が改定された。

また、令和元年 10 月に発生した令和元年東日本台風（台風 19 号）では、宮城県に大雨特別警報が発表され、吉田川左岸での堤防決壊をはじめ、多くの地域で床上・床下浸水が発生するなど、鳴瀬川流域沿川で甚大な被害が発生した。これを受けて、本協議会の下に「令和元年台風第 19 号による大規模浸水被害対策分科会」（以下「本分科会」という。）が組織され、本分科会での取組内容を一部追加した。

本協議会では、鳴瀬川等[※]の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図り、以下の課題を抽出した。

※「鳴瀬川等」とは鳴瀬川・吉田川・江合川及び二級河川定川（各支川を含む）であり洪水氾濫域が重複することなどから設定

- 広範囲かつ長期間にわたる浸水被害による多数の孤立者、交通網の寸断
- 夜間の急激な水位上昇時における情報伝達のあり方
- 住民の水害に対する防災意識の低下

この課題に対し本協議会においては、一旦、堤防が決壊すると拡散型の氾濫で広範囲に浸水する一方で、氾濫水が集まる地域においては長時間の浸水になる鳴瀬川等流域における大規模水害に対し「逃がす・防ぐ・取り戻す」ことにより「氾濫被害の最小化」を目指すことを目標とし、令和3年度までに、河川管理者である国、県や水防活動、避難勧告の発令等を担う市町村が一体となって行う減災の取組方針をとりまとめた。

■ハード対策としては、

- ・洪水氾濫を未然に防ぐ対策として、ダム整備、堤防整備や河道掘削、遊水地整備などを推進
- ・避難行動等に資する対策として、簡易アラート装置や簡易水位計の設置など

■ソフト対策としては、

- ・円滑かつ迅速な避難行動等に資するための水位周知河川の追加指定及びリアルタイムの情報提供やタイムラインの改善及び訓練の実施
- ・水防団等との合同巡視及び点検の実施
- ・隣接市町村間の避難計画の策定
- ・プッシュ型の洪水情報の発信
- ・防災行政無線戸別受信機や防災ラジオ等の配布
- ・要配慮者利用施設等と連携した訓練の実施
- ・排水計画の作成及び訓練の実施など

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本方針は、本協議会規約第4条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
石巻市	市長
東松島市	市長
大崎市	市長
富谷市	市長
松島町	町長
大和町	町長
大郷町	町長
大衡村	村長
色麻町	町長
加美町	町長
涌谷町	町長
美里町	町長
気象庁 仙台管区気象台	気象防災部長
宮城県	総務部長
宮城県	土木部長
宮城県 仙台土木事務所	所長
宮城県 北部土木事務所	所長
宮城県 東部土木事務所	所長
宮城県 仙台地方ダム総合事務所	所長
宮城県 大崎地方ダム総合事務所	所長
農林水産省東北農政局 北上土地改良調査管理事務所	所長
国土交通省国土地理院 東北測量部	部長
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所	所長
国土交通省 東北地方整備局 鳴瀬川総合開発工事事務所	所長
国土交通省 東北地方整備局 鳴子ダム管理所	所長

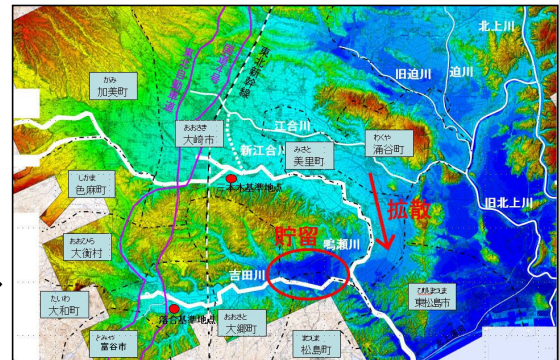
3. 鳴瀬川等の概要と主な課題

■ 地形的特徴等

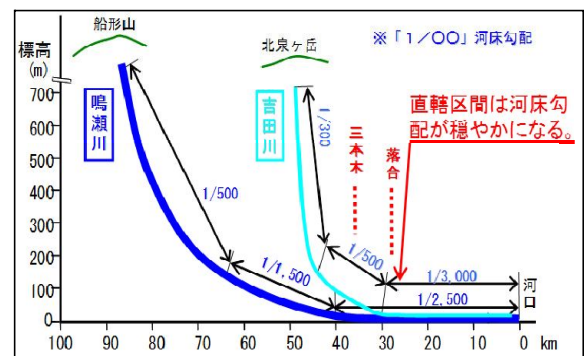
鳴瀬川等では、上流部は河川勾配が 1/500 程度と急なため、降雨後に河川の水位が急激に上昇する。一方、中流部から下流部にかけては、1/1,500～1/2,500 程度と緩やかになり、洪水が流れにくいという特徴がある。

また、大崎平野の低平地では、一旦堤防が決壊すると拡散型の氾濫で広範囲が浸水する一方、氾濫水が集まる地域においては、長時間の浸水被害となる。

特に、支川吉田川では、ほぼ同じ流域面積を持つ本川、善川、竹林川の三川が同一地点で合流し、合流後の河床勾配が緩やかなため、洪水時に水位が急上昇する特性がある。



低平地で氾濫水が集まる地形



河川縦断模式図

■ 過去の被害状況と水防活動

昭和 61 年 8 月洪水では、吉田川の堤防決壊により、旧鹿島台町（現大崎市）の市街地を中心に浸水面積約 6,000ha、床上浸水約 1,100 戸、床下浸水約 600 戸の被害が発生し、浸水が解消するまでに 10 日余りを要するなど、広範囲にわたって、長期間浸水した。



昭和61年8月洪水で浸水した旧鹿島台町（現大崎市）

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、多数の線状降水帯が次々と発生し、南北に帯状に伸びる降水域が長時間形成されたことにより、宮城県でも記録的な大雨となり、鳴瀬川の三本木地点上流では、観測史上最も多い流域平均 2 日雨量 310.4mm を記録した。また、鳴瀬川・吉田川の水位観測所 15 観測所のうち、13 観測所で観測史上最も高い水位を記録した。



平成27年9月関東・東北豪雨で
3箇所堤防が決壊した洪井川

この洪水により、鳴瀬川では多田川の支川渋井川の3箇所で堤防が決壊、吉田川では5箇所で越水、吉田川上流部では溢水が発生し、浸水面積約5,500ha、浸水家屋約1,000戸等の甚大な被害が生じた

また、大和ICや国道4号などの浸水により、これによって、交通ネットワークが寸断され、生産拠点が操業停止に追い込まれるなど、産業活動にも大きな影響が生じた。

一方で、涌谷町（江合川右岸）においては、水防団等による土のう積みにより堤防の越水を防ぐなど、適切かつ迅速な水防活動も行われるとともに、全国から集結したTEC-FORCEにより、12台の排水ポンプ車を投入し3日後には浸水が解消するなど浸水時間の短縮に貢献した。

令和元年東日本台風（台風19号）では、鳴瀬川水系吉田川の堤防決壊をはじめ計33箇所での決壊・越水・溢水により、旧鹿島台町（現大崎市）の市街地を中心に浸水面積約5,700ha、多数の床上、床下浸水の被害が発生し、浸水が解消するまでに10日余りを要するなど、広範囲にわたって、長期間浸水した。

一方で大郷町では自主防災組織等と連携した避難行動により、大規模な浸水被害が発生したにも関わらず、一人の死者もだすことはなかった。また、吉田川では全国から集結したTEC-FORCEにより、43台の排水ポンプ車を投入し10日後には浸水が解消するなど浸水時間の短縮に貢献した。



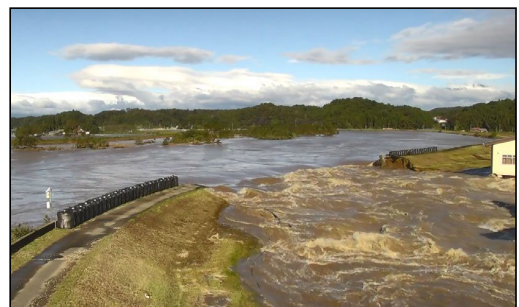
平成27年9月関東・東北豪雨で浸水した大和町中心部



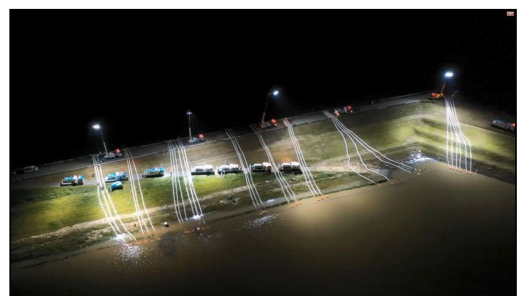
生産拠点と交通ネットワークの状況及び平成27年9月関東・東北豪雨の浸水エリア



江合川での水防活動（シート張工）



吉田川左岸の堤防決壊（大郷町粕川）



排水ポンプ車による排水活動（大崎市鹿島台）

■水害に強いまちづくり事業

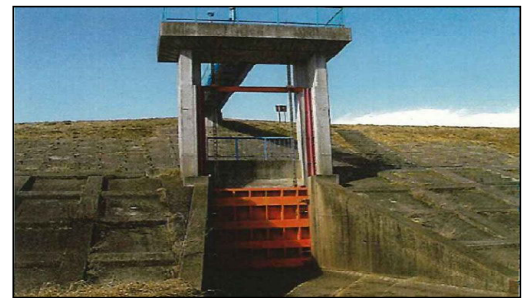
昭和61年8月洪水により吉田川では、全国初のモデル地区として、国・県・地元自治体が連携した「水害に強いまちづくり事業」を実施し、築堤、河道掘削、二線堤（兼用国道346号鹿島台バイパス）、水防災拠点、非常用排水樋管、被災者生活再建支援制度の創設等を行っている。



現在の二線堤と旧鹿島台町（現大崎市）の状況



二線堤整備状況



非常用排水樋管（内浦排水樋管）

■主な課題

昭和61年8月洪水による主な課題

○広範囲かつ長時間にわたる浸水により、多数の孤立者・交通網の寸断等が生じたこと

平成27年9月関東・東北豪雨による主な課題

○夜間に水位が急激に上昇し、避難勧告・指示等の発令のタイミング、判断に苦慮したこと

○防災行政無線等による避難勧告等の情報が住民に対して十分に伝達できなかったため、避難行動を行わずに救助された住民が多数、発生したこと

令和元年東日本台風（台風19号）による主な課題

○夜間に大雨となったため、被害状況の把握や住民の避難行動に支障が生じたこと

4. 現状の取組状況及び課題

鳴瀬川等における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出した結果、以下のとおりである。**（別紙＝1参照。）**

【人命などを守る取組状況及び課題】

① 住民の主体的で安全な避難行動を促すリスクコミュニケーションの現状と課題

□現状

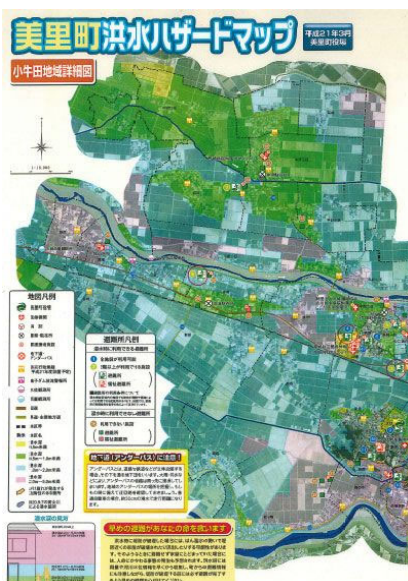
- ・避難勧告の発令判断の目安となる洪水予報を仙台管区气象台と国土交通省北上川下流河川事務所が共同で実施しており、災害発生のおそれがある場合は、北上川下流河川事務所長・鳴子ダム管理所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。また、仙台管区气象台も同様にホットラインを実施している。
- ・防災行政無線による避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、広報車による周知、WEBやデジタル放送等による河川水位・ライブ映像等の情報発信、報道機関への情報提供を実施している。
- ・浸水想定区域図を公表し、計画規模の洪水に対するハザードマップにより避難所等を指定し周知している。

■課題

- | | |
|--|---|
| ・夜間の急激な水位上昇に対し、避難勧告・指示等の発令のタイミング・判断に苦慮している。 | 1 |
| ・雨風等の影響により防災行政無線が聞こえにくいことや、住民の防災意識の低下により、住民への情報伝達が十分にできていないおそれがある。 | 2 |
| ・広範囲かつ長時間の浸水に対して、隣接市町村間の避難の誘導體制や避難場所の指定、様々な情報提供など、自治体間の連携が必要。 | 3 |
| ・要配慮者利用施設において、迅速な避難が確保できていないおそれがある。 | 4 |



防災情報を伝達する防災行政無線



洪水ハザードマップ

ポータルサイトURL : <http://disaportal.gsi.go.jp>



デジタル放送での河川情報の配信

デジタル放送のデータ
放送で河川水位を確認出来る

② 発災時に人命と財産を守る水防活動の現状と課題

□現状

- ・ 出水期前に自治体、水防団等と合同で巡視及び水防訓練を実施している。
- ・ 水防団員が水防活動の他、避難誘導等の任務も担っている場合がある。

■課題

- | | |
|--|---|
| ・ 水防団員の減少・高齢化に伴い、水防技術が伝承されないおそれがある。 | 5 |
| ・ 夜間の急激な水位上昇に対応した水防団員の人員確保や安全性の確保に懸念がある。 | 6 |
| ・ 水防団員の巡視手順、異常発見時の連絡体制が適切に確保されておらず、適切な水防活動ができないおそれがある。 | 7 |
| ・ 地域によって住民の避難割合や避難行動にばらつきがある。 | 8 |



吉田川での水防活動（月の輪工）

③ 一日も早く日常生活を取り戻すための排水活動の現状と課題

□現状

- ・ 洪水時の樋管及び排水機場等の操作は、操作規則を定めて操作を実施している。
- ・ 氾濫水を早期に排水するための非常用排水樋管が整備されている。
- ・ 排水施設・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。
- ・ 浸水想定区域図を基に、市町村庁舎や災害拠点病院等へのアクセス道路の浸水深、浸水継続時間等を関係機関に説明している。

■課題

- | | |
|---|----|
| ・ 大規模氾濫時の浸水によって、既存排水施設が正常に稼働しないおそれがある。 | 9 |
| ・ 大規模氾濫時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止することが懸念される。 | 10 |



照明車設置による24時間復旧工事

【生産活動に寄与する取組状況及び課題】

□現状

- ・ 東北縦貫自動車道の大和 IC や国道 4 号など基幹交通施設が整備された吉田川上流部では、隣接する大規模な工業団地に国内有数の企業が相次いで進出し、地域の重要性が急速に高まっている。
- ・ 地方自治体と企業との間で災害時における協定を締結している。
- ・ 地方自治体、民間企業等合同参加による総合防災訓練を実施している。

■課題

- ・ 大規模氾濫時の浸水の影響によって、生産拠点へのアクセス道路が寸断され、操業停止に至るなど、経済活動に深刻な影響を与えることが懸念される。

11

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施及び氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成機関が連携して令和3年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【令和3年度までに達成すべき目標】

長期間浸水した昭和61年8月豪雨、夜間に急激な水位上昇を記録した平成27年9月関東・東北豪雨、大規模な浸水被害が発生した令和元年10月台風19号等の教訓を踏まえ、鳴瀬川等※の大規模水害※に対し、「逃がす・防ぐ・取り戻す」ことにより「氾濫被害の最小化」を目指す。

- 逃がすとは・・・流域住民が主体的に水害リスクを把握し、避難につながる、住民目線のソフト対策が必要です。
- 防ぐとは・・・地域の水防力向上を図り、氾濫被害の防止や軽減、堤防決壊を少しでも遅らせ避難のための時間を稼ぐことが必要です。
- 取り戻す・・・堤防決壊による大規模な浸水が、10日間余りの長期間に及ぶ地形であることから、1日でも早く日常生活を取り戻すための対応が必要です。

※ 鳴瀬川等・・・・・・鳴瀬川・吉田川・江合川及び二級河川定川（各支川を含む）であり、洪水氾濫域が重複することなどから設定

※ 大規模水害・・・・・・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

【目標達成に向けた3本柱】

上記目標の達成に向け、河川管理者が実施する堤防整備や洪水調節施設の整備など、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーションの取組
- ②発災時に人命と財産を守る水防活動の強化の取組
- ③一日も早く日常生活を取り戻すための排水活動の強化等の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は次のとおりである。~~（別紙-2参照。）~~

【人命などを守る取組】

1) ハード対策の主な取組

堤防整備などは整備途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。また、適切な避難行動や水防活動に資するハード対策が不足している。さらに、既存施設の治水機能を有効に活用していく必要がある。このため、ハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

■洪水氾濫を未然に防ぐ対策

主な取組項目	目標時期	取組機関
<鳴瀬川> ・堤防整備 ・河道掘削 ・堤防の浸透対策 ・ ダム整備	継続実施	宮城県 東北地整
<吉田川> ・堤防整備 ・河道掘削 ・遊水地整備	継続実施	宮城県 東北地整
<江合川> ・堤防整備 ・河道掘削 ・堤防の浸透対策	継続実施	宮城県 東北地整
<定川> ・堤防整備 ・河道掘削	継続実施	宮城県

支川を含む

■既存施設の有効活用

主な取組項目	目標時期	取組機関
ダムの柔軟な運用	順次実施	宮城県 東北地整

■危機管理型ハード対策

主な取組項目	目標時期	取組機関
<鳴瀬川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	H27年度から R2年度	宮城県 東北地整
<江合川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	H27年度から R2年度	宮城県 東北地整
<吉田川、定川> ・堤防天端の保護 各支川を含む	H29年度から 順次実施	宮城県

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・簡易アラート装置（図-1）の開発	2	H28年度から R2年度まで	東北地整
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための簡易水位計、CCTV等（図-2）の基盤整備	2	H28年度から R2年度まで	宮城県 東北地整
・危機管理型水位計（図-3）の配置 ・避難行動に必要な映像提供を考慮した河川監視用カメラの配置計画を見直し、順次整備を実施	2	順次実施	宮城県 東北地整
・庁舎や排水機場等の耐水性の確認・耐水化、及び非常用電源等の対策の必要性や問題意識を共有	9、10	H28年度から 順次実施	市町村 宮城県 東北地整
・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施	6、9	R1年度から 検討実施	宮城県 東北地整
・全天候型ドローンを順次配備	6	R1年度から 検討実施	宮城県 東北地整
・ 氾濫による危険性が特に高い区間のリスク情報を共有 ・建設発生土、伐採木の処理・活用方法、対策後の維持管理について検討・調整	3	R1年度から 検討実施	宮城県 東北地整
・河川・下水道が連携して実施すべき浸水被害の軽減対策について検討・調整	9	R1年度から 検討実施	市町村 宮城県
・ 避難路・復旧路線の抽出及び道路嵩上げ	6	R3年度から 検討開始	市町村 東北地整
・ 基準規制の緩和等による避難建物の整備及び物資の備蓄	3	R3年度から 検討開始	市町村 東北地整

図-1



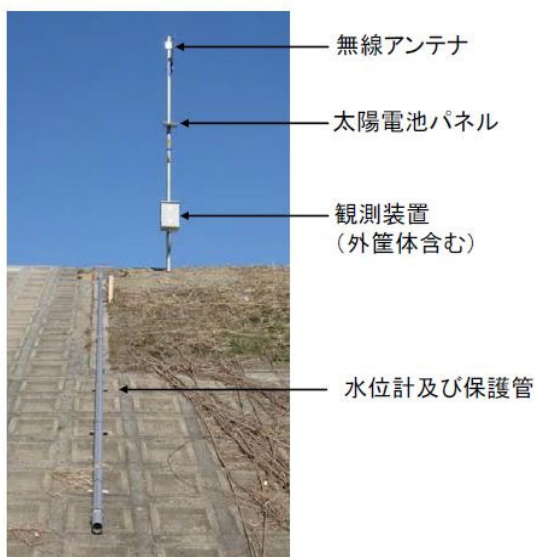
水害リスクが高い箇所を監視するための簡易アラート装置

図-2



洪水時の状況を把握するCCTVカメラ

図-3



水害リスクが高い箇所で水位をリアルタイムに水位を把握する簡易水位計

2) ソフト対策の主な取組

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーションの取組

■ 洪水時等の速やかな情報伝達及び避難計画等に資する取組

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・夜間等の急激な水位上昇を想定したタイムラインの改善及び訓練による検証	1	H28年度から 順次実施	市町村 宮城県 仙台管区气象台 東北地整
・水位周知河川の追加指定及び簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供	1	H28年度から実施	宮城県
・ホットラインの構築及び検証	1	H29年度から 順次実施	市町村 宮城県 仙台管区气象台 東北地整
・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域（鳴瀬川・吉田川・江合川、必要に応じてダム下流域）の公表	2、3	H28年度	東北地整
		H28年度から実施	宮城県
・浸水想定区域図を浸水ナビへ実装	3	順次実施	宮城県 東北地整
・隣接市町村間の避難計画の策定	3	H28年度から 順次実施	市町村
・想定最大規模の洪水での隣接市町村間の避難計画を考慮したハザードマップの作成・周知	2、3	H29年度から 順次実施	市町村
・リエゾンの早期応援要請・プッシュ型派遣ルールの構築	1	R3年度から 検討開始	市町村 宮城県 仙台管区气象台 東北地整
・地区別ハザードマップ、まるごとまちごとハザードマップ、内水ハザードマップ等の作成検討	2、3	H28年度から 順次実施	市町村 国土地理院
・ダム・道路情報も含めた防災情報を集約したポータルサイトの整備	2	H29年度から実施	東北地整
・プッシュ型の洪水情報の発信	2	H29年度から 順次実施	東北地整
・土砂・洪水氾濫の危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所の情報提供・共有	3	R1年度から 検討実施	宮城県

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・ダムや堰樋門等の機能や効果、操作に関する情報を流域住民等へ周知	2、6	R1年度から検討実施	宮城県 東北地整
・住民の避難行動につながるダム放流情報の改善や通知タイミングの改善	3	R1年度から検討実施	宮城県 東北地整
・要配慮者利用施設の管理者への説明会の実施	4	H28年度から実施	宮城県 仙台管区気象台 東北地整
・防災行政無線戸別受信機や防災ラジオ等の配布 及び屋外子局の増設	2	H28年度から順次実施	市町村
・要配慮者利用施設等の避難計画の作成及び訓練の促進	4	H28年度から順次実施	市町村
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）	1	H29年度から実施	仙台管区気象台
・応急的な退避場所の整備	1	R1年度から検討実施	市町村
・ 地域に応じた情報発信手法の構築	2	R3年度から検討開始	市町村
・ 介護施設等との災害協定による要配慮者の避難先（福祉避難所）確保	4	R3年度から検討開始	市町村
・ 避難行動宣言ツールの導入	4	R3年度から検討開始	市町村



ダム・道路情報も含めた防災情報を集約したポータルサイト

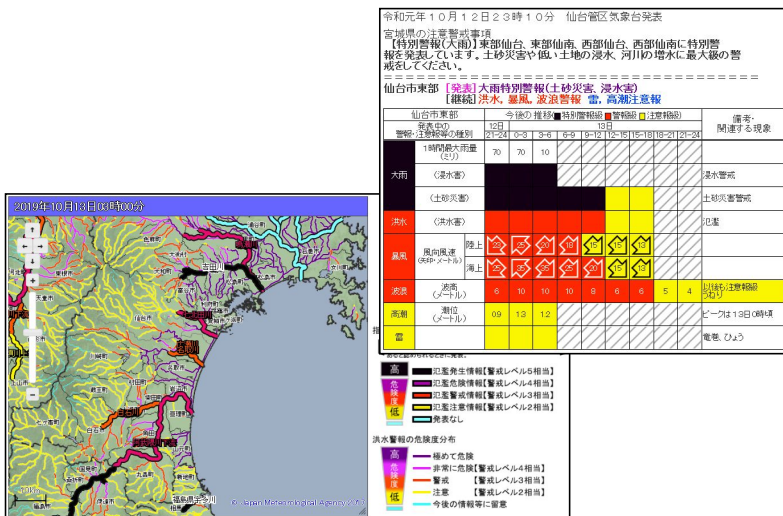


標識の設置例

まるとまちごとハザードマップの例

■ 平時における住民等への周知・防災教育・訓練に関する取組

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・ タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	1	H28年度から 順次実施	市町村 宮城県 仙台管区気象台 東北地整
・ 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）	1	H29年度から実施	仙台管区気象台
・ 水害リスクの高い区間（外水・内水）における地域住民が参加する共同点検や避難訓練の実施	2、3、8	H28年度から 順次実施	市町村 宮城県 東北地整
・ 小中学校等における水防災教育・出前講座等を活用した講習会等の実施・支援体制の構築	2、8	H28年度から 順次実施	市町村 宮城県 仙台管区気象台 国土地理院 東北地整
・ 浸水実績等を用いた水害リスク周知の取組についての事例集を共有	2	R1年度から 検討実施	宮城県
・ 地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置 ・ 地域包括支援センター・ケアマネジャーの研修の場でハザードマップ等の説明を実施	2、4	R1年度から 検討実施	市町村
・ マイタイムラインの作成	2、3、8	R3年度から 検討開始	市町村



危険度の高まるタイミングやエリアを確認



水防演習で
住民参加の避難訓練



水防災教育等に
使用する教材の工夫

② 発災時に人命と財産を守る水防活動の強化の取組

■ より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化に関する取組

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・ 関係機関が連携した水防訓練・水防団等士との連絡体制の再確認の実施	5、7	H28年度から 順次実施	市町村
・ 水防団等の募集・指定を促進	5	H28年度から 順次実施	市町村
・ 安全性を十分に確保した上での夜間の急激な水位上昇を想定した水防団等への連絡体制の検討・構築	6	H28年度から 順次実施	市町村
・ 重要水防箇所の合同巡視	7	継続実施	市町村 宮城県 仙台管区気象台 東北地整
・ 迅速な水防活動を支援するための水防資機材、 夜間作業用ライト、雨具等 の配備・水防資機材の 備蓄 及び保有の確認	7	継続実施	市町村 宮城県 東北地整
・ 河川防災ステーションに関し関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整	7	R1年度から 検討実施	東北地整



重要水防箇所の情報共有のための合同巡視（富谷市）



合同水防訓練（涌谷町・美里町）

③一日も早く日常生活を取り戻すための排水活動の強化等の取組

■排水活動及び訓練、施設運用に関する取組

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
<ul style="list-style-type: none"> 排水施設等の情報共有、浸水区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討を行い、大規模水害緊急排水計画（案）を作成 	9、10	H28年度から順次実施	宮城県 東北地整
<ul style="list-style-type: none"> 緊急排水計画（案）に基づく排水訓練の実施 	9、10	H28年度から順次実施	宮城県 東北地整
<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害軽減地区の指定 	9	R1年度から検討実施	市町村 宮城県 東北地整
<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域内の災害対策拠点である市町・県・国庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討 	10	R1年度から検討実施	市町村 宮城県 東北地整



排水ポンプ車による排水作業



排水ポンプ車設置訓練状況

【生産活動に寄与する取組】

1) ハード対策の主な取組

堤防整備などは整備途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。このため、ハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

■洪水氾濫を未然に防ぐ対策（再掲）

主な取組項目	目標時期	取組機関
<鳴瀬川> ・堤防整備 ・河道掘削 ・堤防の浸透対策 ・ ダム整備	継続実施	宮城県 東北地整
<吉田川> ・堤防整備 ・河道掘削 ・遊水地整備	継続実施	宮城県 東北地整
<江合川> ・堤防整備 ・河道掘削 ・堤防の浸透対策	継続実施	宮城県 東北地整
<定川> ・堤防整備 ・河道掘削	継続実施	宮城県

各支川を含む

■危機管理型ハード対策（再掲）

主な取組項目	目標時期	取組機関
<鳴瀬川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	H27年度から H32年度	宮城県 東北地整
<江合川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	H27年度から H32年度	宮城県 東北地整
<吉田川、定川> ・堤防天端の保護	H29年度から 順次実施	宮城県

各支川を含む

2) ソフト対策の主な取組

各構成機関等が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

■生産活動を守るためのソフト対策

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・ダム・道路情報も含めた防災情報を集約したポータルサイトの整備 (再掲)	1 1	H29年度から 実施	東北地整
・プッシュ型の洪水情報等の発信	1 1	H29年度から 実施	市町村 宮城県 東北地整
・地方自治体、民間企業等合同参加による総合防災訓練の実施	1 1	継続実施	市町村 宮城県 企業など
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）（再掲）	1 1	H29年度から 実施	仙台管区気象台
・企業等における防災知識の普及啓発のための講習会等の実施	1 1	H29年度から 順次実施	宮城県 仙台管区気象台 東北地整
・浸水情報、通行止等の道路交通・規制情報の共有	1 1	継続実施	市町村 企業 国土地理院

7. フォローアップ

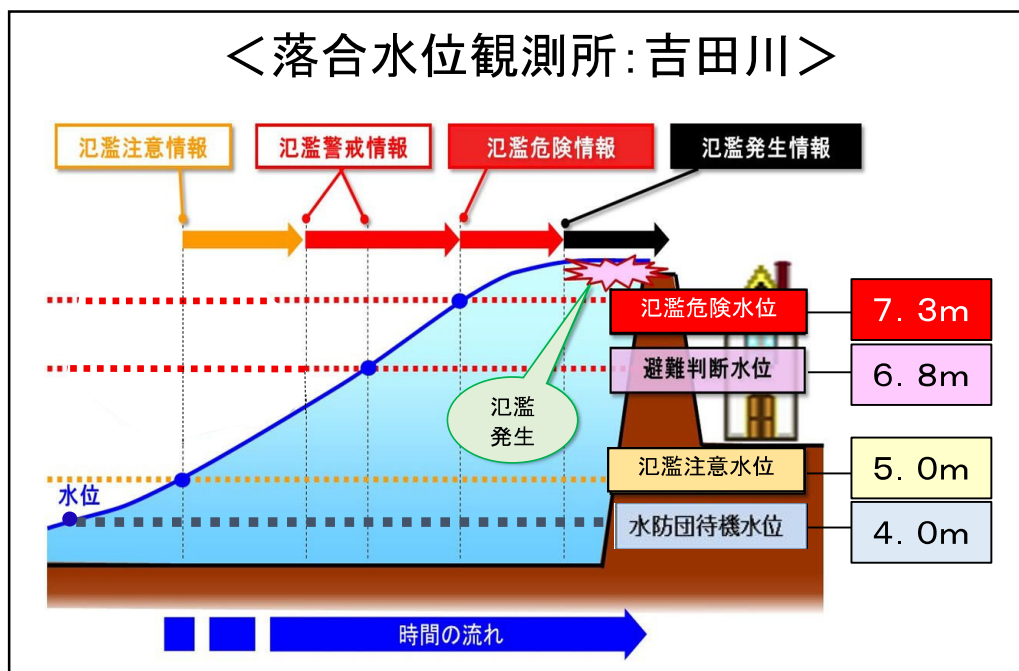
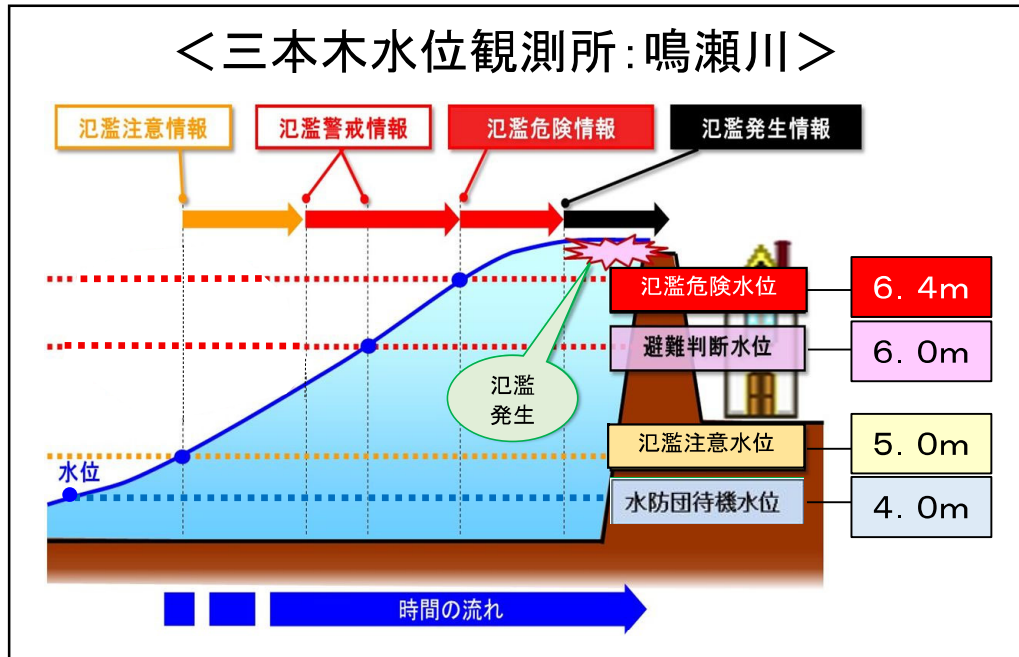
~~今回の取組方針については、年超過確率1/100の規模の洪水を対象としていることから、今後、想定最大規模の洪水に対する取組方針について、あらためて検討を行い、見直しを実施する。~~

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国を取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

<参考>

タイムライン（防災行動計画）の目安となる鳴瀬川水系観測所の基準水位



基準水位の説明

氾濫危険水位	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の増水により家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れのある水位 ・市町村長の避難勧告発令の目安 ・住民の避難判断の目安
避難判断水位	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を要する水位 ・市町村長の避難準備・高齢者等避難開始情報発令の目安 ・要配慮者の避難判断の目安
氾濫注意水位	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団の河川巡視を開始する水位 ・住民の氾濫に関する情報の注意喚起
水防団待機水位	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団が出動のために待機する水位

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 北上川下流等の減災に係る取組方針 (改定案)



令和3年 1月 日

北上川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会

石巻市、登米市、栗原市、大崎市、涌谷町、女川町、宮城県、
仙台管区气象台、国土地理院、農林水産省東北農政局、小山田川沿岸土地改良区
国土交通省東北地方整備局

改定履歴

版数	発行日	改定履歴
第1版	平成28年8月23日	初版作成
第2版	平成29年5月31日	県管理二級河川の取組方針の追加
第3版	令和2年6月29日	緊急行動計画の改定・令和元年台風19号を踏まえた取組方針の見直し
第4版	令和3年1月 日	令和元年台風19号による大規模浸水被害対策分科会を踏まえた取組方針の改定

1. はじめに

北上川下流域等では、昭和 22 年 9 月カスリン台風洪水で、直轄管理区間の 4 箇所
で越流、登米市中田町で堤防が決壊するとともに、県管理区間の迫川支川夏川
でも堤防が決壊し、広範囲かつ長期間にわたり浸水被害が発生した。

また、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、東北地方で初の大雨特別警報が発表
される中、夜間に急激に水位が上昇し、状況把握が困難であったことから、避難
勧告・指示等の発令の判断に苦慮した。

栗原市では、北上川水系二迫川で 2 箇所の堤防が決壊するなど、市内全域にお
いて、死者 2 名、床上浸水家屋 86 戸、床下浸水家屋 215 戸の被害が発生した。

このようなことから、北上川下流域の沿川 3 市 1 町（石巻市、登米市、栗原市、
涌谷町）と宮城県、仙台管区气象台、国土交通省東北地方整備局は「水防災意識社
会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成 28 年 6 月 23 日に「北上川下流大規模氾濫
時の減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

さらに、平成 28 年 8 月に北海道・東北地方を襲った一連の台風による被害を
踏まえ、中小河川等においても、水防災意識社会を再構築する必要が生じたこと
から、「水防災意識社会」を再構築する取組を加速するため、緊急行動計画が策
定された。これを受けて、平成 29 年 5 月に県管理区間の雄勝・牡鹿・女川圏域
の二級河川を追加し、沿川の大崎市と女川町を加えて協議会を拡大した。

加えて、平成 30 年 7 月の西日本一帯を襲った大規模広域豪雨を踏まえ、これ
まで進めてきた「水防災意識社会」を再構築する取組をより一層、加速化する必
要があるとして、緊急行動計画が改定された。

本協議会では、北上川下流域等の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図り、以下の課題を抽出した。

※北上川下流域等とは 岩手県との県境から河口までの北上川及びその支川と雄勝・牡鹿・女川圏域の二級河川を含む流域を示す。なお、江合川及びその支川については、氾濫域が重なる鳴瀬川等流域に含むため、本取組の流域には含まない。

- 広範囲かつ長期間にわたる浸水により大規模な被害が生じた
- 夜間の急激な水位上昇時における情報伝達のあり方（迫川等）
- 住民の水害に対する防災意識の向上

この課題に対し本協議会においては、一旦、堤防が決壊すると拡散型の氾濫で広範囲に浸水する一方で、氾濫水が集まる地域においては長時間の浸水になる北上川下流域等における大規模水害に対し「避難行動をとる」ことその他「被害を防ぐための行動をとる」ことにより「氾濫被害の最小化」を目指すことを目標とし、令和3年度までに、河川管理者である国、県や水防活動、避難勧告の発令等を担う市町が一体となって行う減災の取組方針をとりまとめた。

■ハード対策としては、

- ・洪水氾濫を未然に防ぐ対策として、堤防整備等を推進
- ・避難行動等に資する対策として、簡易アラート装置や簡易水位計の設置等、広域的に北上川下流域等でも実施する。

■ソフト対策としては、

- ・円滑かつ迅速な避難行動等に資するための水位周知河川の追加指定及びリアルタイムの情報提供や支川別タイムラインの作成及び住民への周知
- ・水防団等との合同巡視及び点検の実施
- ・プッシュ型の洪水情報の発信
- ・コミュニティFM や防災アプリの整備、防災ラジオの配布
- ・要配慮者利用施設等と連携した訓練の実施
- ・排水計画の作成及び訓練の実施など

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第4条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
石巻市	市長
登米市	市長
栗原市	市長
大崎市	市長
涌谷町	町長
女川町	町長
気象庁 仙台管区气象台	気象防災部長
宮城県	総務部長
宮城県	土木部長
宮城県 北部土木事務所	所長
宮城県 北部土木事務所 栗原地域事務所	所長
宮城県 東部土木事務所	所長
宮城県 東部土木事務所 登米地域事務所	所長
宮城県 栗原地方ダム総合事務所	所長
宮城県 北部地方振興事務所 栗原地域事務所	所長
小山田川沿岸土地改良区	理事長
農林水産省東北農政局 北上土地改良調査管理事務所	所長
国土交通省 国土地理院 東北地方測量部	部長
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所	所長

3. 北上川下流の概要と主な課題

■地形的特徴等

北上川下流域は、高低差がほとんどない広大な沖積平野が発達し、その中に、迫川等の比較的流域面積の大きい支川が介在していることから、支川での洪水に加えて本川による洪水に脅かされてきた。また、一旦堤防が決壊すると拡散型の氾濫で広範囲が浸水する一方、氾濫水が集まる地域においては、長時間の浸水被害となる。

■過去の被害状況と水防活動

【本川】

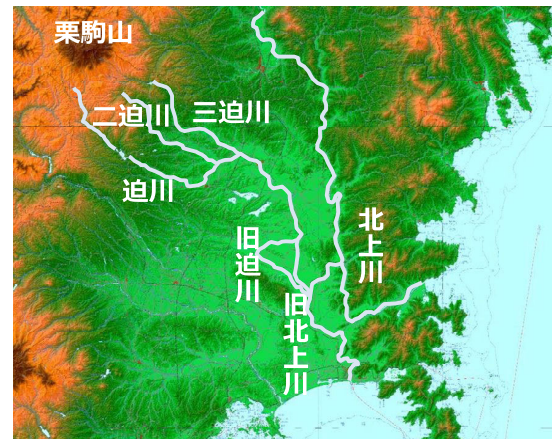
昭和 22 年 9 月カスリン台風洪水では、登米市中田町の堤防が決壊するなど、流出家屋 165 戸、床上床下浸水約 29,700 戸の被害が発生し、浸水が解消するまでに 10 日～30 日余りもかかり、広範囲にわたって浸水した。

【支川】

平成 14 年 7 月洪水では、北上川水系二迫川や田町川で堤防が決壊し、床上浸水家屋 38 戸の被害が発生した。

平成 21 年 10 月洪水（台風 18 号）では、北上川水系南沢川で越水するなど、宮城県内で床上浸水家屋 98 戸、床下浸水家屋 551 戸の被害が発生した。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、多数の線状降水帯が次々と発生し、南北に帯状に伸びる降水域が長時間形成されたことにより、宮城県でも記録的な大雨となり、北上川水系二迫川で 2 箇所の堤防が決壊するなど、栗原市内全域において、死者 2 名、床上浸水家屋 86 戸、床下浸水家屋 215 戸の被害が発生した。



北上川下流の地形



昭和22年9月カスリン台風洪水の広範囲で長期の浸水となった登米市中田町付近



平成14年7月洪水で破堤した二迫川（栗原市栗駒）



平成21年10月洪水で越水した南沢川

一方で、栗原市志波姫地区の大江堀川左岸においては、水防団等による土のう積みにより堤防の越水を防ぐなど、適切かつ迅速な水防活動も行われ、甚大な被害の発生を防いだ。

令和元年東日本台風（台風19号）では、記録的な大雨により、南沢川流域では10月13日未明から水位が上昇し、ピークを向かえた午前1時頃に登米市津山町横山地内の南沢川及び北沢川で越水し、石貝川右岸で破堤するなど、周辺地域が浸水する甚大な被害が発生した。

なお、北上川本川では昭和23年以降は水防活動を伴うような洪水は発生していない。



平成27年9月洪水で破堤した二迫川（栗原市）



令和元年東日本台風（台風19号）による南沢川護岸および県道の崩壊状況（登米市）

■主な課題

昭和22年9月カスリン台風洪水による主な課題

○広範囲かつ長時間にわたる浸水により、大規模な被害に見舞われた記憶が風化しつつあり、危機管理意識が希薄になっている。

平成27年9月関東・東北豪雨による主な課題

- 夜間に水位が急激に上昇し、避難勧告・指示等の発令のタイミング、判断に苦慮したこと
- 防災行政無線等による避難勧告等の情報が住民に対して十分に伝達できなかったこと
- 早期の交通規制・避難誘導や浸水箇所等の情報を十分に伝達できなかったこと

令和元年東日本台風（台風19号）による主な課題

○夜間に大雨となったため、被害状況の把握や住民の避難行動に支障が生じたこと

4. 現状の取組状況及び課題

北上川下流等における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出した結果、以下のとおりである。—(別紙—1参照)—

① 住民の主体的で安全な避難行動を促すリスクコミュニケーションの現状と課題

□現状

- ・避難勧告の発令判断の目安となる洪水予報を仙台管区气象台と国土交通省北上川下流河川事務所または宮城県が共同で実施している。災害発生のおそれがある場合は、北上川下流河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。また、仙台管区气象台も同様にホットラインを実施している。
- ・防災行政無線による避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、広報車による周知、WEBやデジタル放送等による河川水位・ライブ映像等の情報発信、報道機関への情報提供を実施している。
- ・浸水想定区域図を公表し、計画規模の洪水に対するハザードマップにより避難所等を指定し周知している。

■課題

- | 課題 | 番号 |
|---|----|
| ・夜間の急激な水位上昇に対し、避難勧告・指示等の発令のタイミング・判断に苦慮している。避難勧告等のマニュアルの見直し。 | 1 |
| ・雨風等の影響により防災行政無線が聞こえにくいことなどにより、住民への情報伝達が十分にできていないおそれがある。 | 2 |
| ・広範囲かつ長時間の浸水に対して、隣接市町村間の避難の誘導體制や避難場所の指定、様々な情報提供など、自治体間の連携が必要。 | 3 |
| ・要配慮者利用施設において、迅速な避難が確保できていないおそれがある。 | 4 |



防災情報を伝達する防災行政無線



洪水ハザードマップ

ポータルサイトURL : <http://disaportal.gsi.go.jp>



北上川・旧北上川におけるCCTV画像提供箇所
(北上川下流河川事務所ホームページ川ら版より)

② 発災時に人命と財産を守る水防活動の現状と課題

□現状

- ・ 出水期前に自治体、水防団等と合同で巡視及び水防訓練を実施している。
- ・ 水防団員が水防活動の他、避難誘導等の任務も担っている場合がある。

■課題

番号

- | | |
|---|---|
| ・水防団員の減少・高齢化に伴い、水防技術が伝承されないおそれがある。(アンケートにはないが一般的な課題) | 5 |
| ・水防団員の安全性の確保に懸念される。 | 6 |
| ・水防団員の巡視手順、異常発見時の連絡体制が適切に確保されておらず、適切な水防活動ができないおそれがある。 | 7 |
| ・地域によって住民の避難割合や避難行動にばらつきがある。 | 8 |



共同点検（石巻市）

③ 一日も早く日常生活を取り戻すための排水活動の現状と課題

□現状

- ・ 洪水時の樋管及び排水機場等の操作は、操作規則を定めて操作を実施している。
- ・ 排水施設・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。
- ・ 浸水想定区域図を基に、市町庁舎や災害拠点病院等へのアクセス道路の浸水深、浸水継続時間等を関係機関に説明している。
- ・ 迫川流域水防管理者・農業用排水施設等管理者は、河川水位が一定の水位に達した場合、排水機場の運転を停止し、河川への負荷を軽減する。

■課題

番号

- | | |
|---|----|
| ・ 大規模氾濫時の浸水によって、既存排水施設が正常に稼働しないおそれがある。 | 9 |
| ・ 大規模氾濫時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止することが懸念される。 | 10 |



二迫川排水状況（H27.9洪水）

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施及び氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成機関が連携して令和3年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【令和3年度までに達成すべき目標】

約70年前のカスリン台風による洪水時には、登米市中田町で氾濫し広域に拡散し登米市迫町まで浸水した実績があるほか、平成27年9月関東・東北豪雨により数カ所の堤防決壊が発生した支川迫川を抱えており、令和元年10月台風19号では県管理河川の溢水等により浸水被害が発生したこの北上川下流域において、大規模水害に対し、沿川住民が確実に「避難行動をとる」ことその他「被害を防ぐための行動をとる」ことで、被害の最小化を目指す。

※ 大規模水害……………想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※ 北上川下流域等……………北上川下流、旧北上川、迫川流域(支川を含む)及び雄勝・牡鹿・女川圏域の二級河川

【目標達成に向けた3本柱】

上記目標の達成に向け、河川管理者が実施する堤防整備など、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーションの取組
- ②発災時に人命と財産を守る水防活動の強化の取組
- ③一日も早く日常生活を取り戻すための排水活動の強化等の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は次のとおりである。~~（別紙-2参照。）~~

1) ハード対策の主な取組

堤防整備などは整備途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。また、適切な避難行動や水防活動に資するハード対策が不足している。このため、ハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

■洪水氾濫を未然に防ぐ対策

主な取組項目	目標時期	取組機関
<北上川 ^{※1} > ・堤防整備 ・堤防の浸透対策	継続実施	東北地整 宮城県
<迫川等 ^{※2} > ・堤防整備 ・河道掘削 ・堤防の浸透対策	継続実施	宮城県
<雄勝・牡鹿・女川圏域> ・堤防整備 ・河道掘削	継続実施	宮城県

※1 支川を含む

※2 一級河川の知事管理区間を指す

■既存施設の有効活用

主な取組項目	目標時期	取組機関
ダム of 柔軟な運用	順次実施	宮城県 東北地整

■危機管理型ハード対策

主な取組項目	目標時期	取組機関
<北上川> ・堤防裏法尻の補強	H27 年度から H32 年度	東北地整
<旧北上川> ・堤防裏法尻の補強	H27 年度から H32 年度	東北地整
<迫川等、雄勝・牡鹿・女川圏域> ・堤防天端の保護	順次実施	宮城県

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

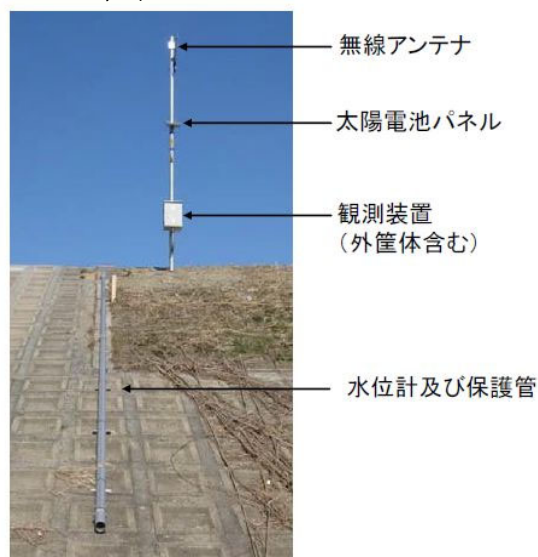
主な取組項目	対応課題番号	目標時期	取組機関
・簡易アラート装置の検討	2	H28年度から R2年度まで	東北地整
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための簡易水位計、CCTV等（図-1）の基盤整備	2	R2年度まで 継続実施	宮城県 東北地整
・危機管理型水位計（図-2）配置 ・避難行動に必要な映像提供を考慮した河川監視用カメラの配置計画を見直し、順次整備を実施。	2	順次実施	宮城県 東北地整
・氾濫危険水位等の現地表示	2	継続実施	宮城県
・排水機場、庁舎等の耐水性の確認・耐水化、及び非常用電源等の対策の必要性や問題意識を共有	9、10	H28年度から 順次実施	市町 宮城県 東北地整
・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施	6、9	R1年度から 検討実施	宮城県 東北地整
・全天候型ドローンを順次配備	6	R1年度から 検討実施	宮城県 東北地整
・防災センターの整備による、平時の防災教育フロアや災害時の復旧支援活動部隊の詰所及び災害支援オペレーション機能を備えた災害対策本部の確保	2、10	H30年度までに 実施	市町
・土砂・洪水氾濫の危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所の情報提供・共有 ・建設発生土、伐採木の処理・活用方法、対策後の維持管理について検討・調整	3	R1年度から 検討実施	宮城県 東北地整

主な取組項目	対応課題番号	目標時期	取組機関
・ 河川・下水道等、流域の管理機関が連携して実施すべき浸水被害の軽減対策について検討・調整	9	R1年度から 検討実施	市町 宮城県
・ 避難路・復旧路線の抽出及び道路嵩上げ	6	R3年度から 検討開始	市町 東北地整
・ 基準規制の緩和等による避難建物の整備及び物資の備蓄	3	R3年度から 検討開始	市町 東北地整

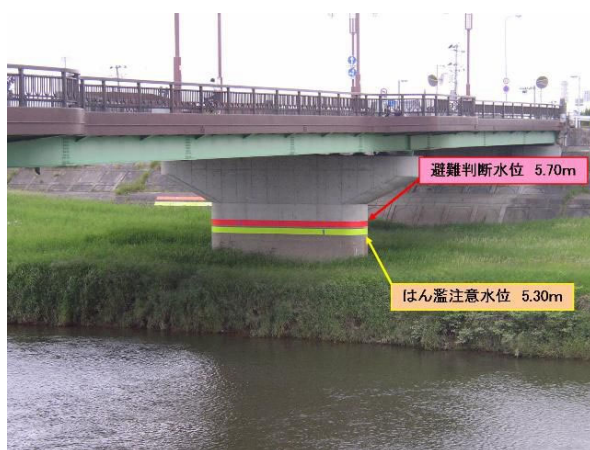
図－1



図－2



図－3



水害リスクが高い箇所でもリアルタイムに水位を把握する簡易水位計

氾濫危険水位等を現地の橋脚等へ表示

2) ソフト対策の主な取組

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーションの取組

■ 洪水時等の速やかな情報伝達及び避難計画等に資する取組

主な取組項目	対応課題番号	目標時期	取組機関
・河川別タイムラインの作成・訓練・改善及び地区ごとに住民への周知	1	H28年度から順次実施	市町 宮城県 仙台管区気象台 東北地整
・避難勧告等の発令基準の見直し	1、3	H28年度から順次実施	市町
・水位周知河川の追加指定及び簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供	1	H28年度から実施	宮城県
・ホットラインの構築及び検証	1	H29年度から順次実施	市町 宮城県 仙台管区気象台 東北地整
・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域（北上川・旧北上川・迫川、必要に応じてダム下流域）の公表	2、3	H28年度	東北地整
		H28年度から実施	宮城県
・浸水想定区域図を浸水ナビへ実装	3	順次実施	宮城県 東北地整
・隣接市町村間の避難計画の策定	3	R1年度から検討実施	市町
・想定最大規模の洪水での隣接市町村間の避難計画を考慮したハザードマップの作成・周知	2、3	H29年度から順次実施	市町
・リエゾンの早期応援要請・プッシュ型派遣ルールの構築	1	R3年度から検討開始	市町 宮城県 仙台管区気象台 東北地整
・地区別ハザードマップ、まるごとまちごとハザードマップ、内水ハザードマップ等の作成検討	2、3	H28年度から順次実施	市町 国土地理院
・ダム・道路情報も含めた防災情報を集約したポータルサイトの整備	2	H29年度から実施	東北地整
・プッシュ型の洪水情報の発信	2	H29年度から順次実施	東北地整

・土砂・洪水氾濫の危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所の情報提供・共有	3	R1年度から検討実施	宮城県
・ダムや堰・樋門等の機能や効果、操作に関する情報を流域住民等へ周知	2、6	R1年度から検討実施	宮城県 東北地整
・住民の避難行動につながるダム放流情報の改善や通知タイミングの改善	3	R1年度から検討実施	宮城県 東北地整
・要配慮者利用施設の管理者への説明会の実施	4	H28年度から実施	宮城県 仙台管区気象台 東北地整
・コミュニティFM や防災アプリの整備、防災ラジオの配布 及び屋外子局の増設	2	H28年度から順次実施	市町
・要配慮者利用施設等の避難計画の作成及び訓練の促進	4	H28年度から順次実施	市町
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）	1	H29年度から実施	仙台管区気象台
・応急的な退避場所の整備	1	R1年度から検討実施	市町
・ 地域に応じた情報発信手法の構築	2	R3年度から検討開始	市町
・ 介護施設等との災害協定による要配慮者の避難先（福祉避難所）確保	4	R3年度から検討開始	市町
・ 避難行動宣言ツールの導入	4	R3年度から検討開始	市町

洪水を対象とした避難勧告発令等に係るタイムライン(防災行動計画)【遼川】(1/2)
 洪水を対象とした避難勧告発令等に係るタイムライン(防災行動計画)【三迫川】
 洪水を対象とした避難勧告発令等に係るタイムライン(防災行動計画)【二迫川】(1/2)

時刻	実施内容	上流域(滝沢川合流点まで)		下流域(滝沢川合流点から若柳迫川合流点まで)	
		市	住民等	市	住民等
17:00	〇気象情報や雨量の状況を確認	〇気象情報や雨量の状況を確認	〇テレビ、ラジオ、インターネット等による気象情報の確認	〇テレビ、ラジオ、インターネット等による気象情報の確認	〇テレビ、ラジオ、インターネット等による気象情報の確認
17:30	〇関係機関への大雨(洪水)注意報に関する情報提供	〇関係機関への大雨(洪水)注意報に関する情報提供	〇ハードマップ等による避難所・避難ルートの確認	〇ハードマップ等による避難所・避難ルートの確認	〇ハードマップ等による避難所・避難ルートの確認
18:00	〇備蓄品の確認点検	〇備蓄品の確認点検	〇防災グッズの準備	〇防災グッズの準備	〇防災グッズの準備
18:30	〇防災行政無線及び安全安心メールによる情報提供	〇防災行政無線及び安全安心メールによる情報提供	〇テレビ、ラジオ、インターネット等による大雨や河川の状況確認	〇テレビ、ラジオ、インターネット等による大雨や河川の状況確認	〇テレビ、ラジオ、インターネット等による大雨や河川の状況確認
19:00	〇避難所開設準備	〇避難所開設準備	〇避難行動宣言ツールの活用	〇避難行動宣言ツールの活用	〇避難行動宣言ツールの活用
19:30	〇災害警戒本部設置	〇災害警戒本部設置	〇避難行動宣言ツールの活用	〇避難行動宣言ツールの活用	〇避難行動宣言ツールの活用

支川別タイムラインの作成例(栗原市二迫川)



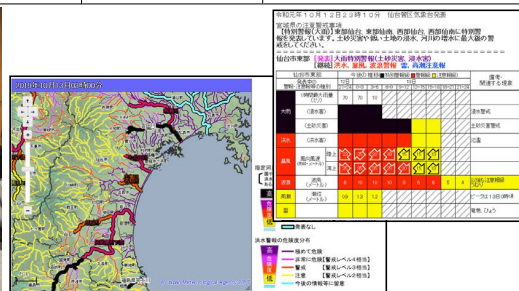
標識の設置例 まるごとまちごとハザードマップの例

■ 平時における住民等への周知・防災教育・訓練に関する取組

主な取組項目	対応課題番号	目標時期	取組機関
・ 首長も参加したロールプレイング等の実践的な訓練の実施	1	H28年度から 順次実施	市町 宮城県 仙台管区気象台 東北地整
・ 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）	1	H29年度から実施	仙台管区気象台
・ それぞれの地域の災害に応じた自助訓練を実施	2、8	H28年度から 順次実施	市町
・ 水害リスクの高い区間（外水・内水）における地域住民が参加する共同点検や避難訓練の実施	2、3、8	H28年度から 順次実施	市町 宮城県 東北地整
・ 小中学校等における水防災教育・出前講座等を活用した講習会等の実施・支援体制の構築	2、8	H28年度から 順次実施	市町 宮城県 仙台管区気象台 国土地理院 東北地整
・ 効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	2、4、8	H28年度から 順次実施	市町 宮城県 仙台管区気象台 東北地整
・ 浸水実績等を用いた水害リスク周知の取組についての事例集を共有	2	R1年度から 検討実施	宮城県
・ 地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置 ・ 地域包括支援センター・ケアマネジャーの研修の場でハザードマップ等の説明を実施	2、4	R1年度から 検討実施	市町
・ マイタイムラインの作成	2、3、8	R3年度から 検討開始	市町



トップセミナー（首長参加）の様子（石巻市）



危険度の高まるタイミングやエリアを確認



水防災教育等に使用する教材の工夫

② 発災時に人命と財産を守る水防活動の強化の取組

■ より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化に関する取組

主な取組項目	対応課題番号	目標時期	取組機関
・ 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	5、7	H28年度から 順次実施	市町
・ 水防活動の担い手となる水防団の募集・指定を促進	5	H28年度から 順次実施	市町
・ 毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施する。	5、6	H28年度から 順次実施	市町
・ 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動を行う	6、7	H28年度から 順次実施	市町
・ 重要水防箇所への合同巡視	7	継続実施	市町村 宮城県 仙台管区気象台 東北地整
・ 迅速な水防活動を支援するための水防資機材、 夜間作業用ライト、雨具等 の配備・水防資機材の 備蓄 及び保有の確認	7	継続実施	市町 宮城県 東北地整
・ 河川防災ステーションに関し関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整	7	R1年度から 検討実施	東北地整



重要水防箇所の情報共有のための合同巡視（登米市）



住民の避難訓練（H19北上川下流水防演習）

③一日も早く日常生活を取り戻すための排水活動の強化等の取組

■排水活動及び訓練、施設運用に関する取組

主な取組項目	対応課題番号	目標時期	取組機関
<ul style="list-style-type: none"> 排水施設等の情報共有、浸水区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討を行い、大規模水害緊急排水計画（案）を作成 	9、10	H28年度から 順次実施	宮城県 東北地整
<ul style="list-style-type: none"> 緊急排水計画（案）に基づく排水訓練の実施 	9、10	H28年度から 順次実施	宮城県 東北地整
<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害軽減地区の指定 	9	R1年度から 検討実施	市町 宮城県 東北地整
<ul style="list-style-type: none"> 水害BCP（事業継続計画）を作成 	10	H28年度から 順次実施	市町
<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域内の災害対策拠点である市町・県・国庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討 	10	R1年度から 検討実施	市町 宮城県 東北地整



排水ポンプ車による排水作業（北上川下流南沢川水門）



排水ポンプ車設置訓練状況

7. フォローアップ

~~本取組方針については、河川整備計画と同等の一定の規模の洪水を対象としていることから、今後、想定最大規模の洪水に対する取組方針について、あらためて検討を行い、見直しを実施する。~~

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国の取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

R1年度フォローアップ星取表

R2年度フォローアップ星取表

Table with columns for project name, status, and progress metrics. Includes sections for 'R1年度フォローアップ星取表' and 'R2年度フォローアップ星取表'.

Table with columns for project name, status, and progress metrics. Includes sections for 'R1年度フォローアップ星取表' and 'R2年度フォローアップ星取表'.

<北上川下流>

◎：実施中 ○：今後実施・検討 △：実施を支援 ×：実施しない -：未定

R1年度フォローアップ星取表

R2年度フォローアップ星取表

Table with columns: 項目, 事項, No., 取組項目, 目標時期, 取組時期, 公表年, 公表月, 公表日, 大項目, 小項目, 実行期, 実施年, 実施月, 実施日, 実施率. Rows include 1-15 (R1年度フォローアップ), 16-26 (2023年度フォローアップ), 27-47 (2024年度フォローアップ), 48-54 (2025年度フォローアップ), 55-59 (2026年度フォローアップ).

Table with columns: 項目, 事項, No., 取組項目, 目標時期, 取組時期, 公表年, 公表月, 公表日, 大項目, 小項目, 実行期, 実施年, 実施月, 実施日, 実施率. Rows include 1-15 (R2年度フォローアップ), 16-26 (2023年度フォローアップ), 27-47 (2024年度フォローアップ), 48-54 (2025年度フォローアップ), 55-59 (2026年度フォローアップ).

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日

国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年 **(平成 33 年度)** で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申),平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申),平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1)水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

(2)円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進:国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保:平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等 (他4項目)

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知:平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進:平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等 (他2項目)

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計:国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策:国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備 (他1項目)

(6)減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援:防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援:平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

(3)的確な水防活動のための取組

①水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検:毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実:水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等 (他2項目)

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達:各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実:耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善:平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定:浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5)河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備:国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進:「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等 (他3項目)

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

- ・河川による洪水氾濫や土砂災害による人命被害の軽減を図るための研究
- ・流域治水の推進や、治水対策の推進による治水効果の向上を図るための調査研究 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(主な取組)

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年出水期までに、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行し、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施	協議会の取組内容等についてホームページ等で公表	



協議会の開催状況

＜協議会での取組事項＞

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

水害対応タイムラインの作成促進

○平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿河市町村において水害対応タイムラインの作成が完了(平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し)
 ○平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿河市町村で避難勧告発令型の水害対応タイムラインを作成	毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成

水害危険性の周知促進

○協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ
 ○平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ				平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知)

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

○平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
 ○平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの充実 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催				平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有

防災教育の促進

○平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
 ○平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援				引き続き、防災教育の実施を支援